

償却資産について（★忘れずに申告しましょう）

●償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

※確定申告と償却資産申告は全く別の手続きになります。（確定申告をしたことにより償却資産申告をされたことにはなりません。）**確定申告で減価償却費を申告された際には償却資産も同様に申告する必要があります。**（ただし、軽自動車や家屋等で課税されるものは償却資産申告の対象外となりますのでご注意ください。）

《償却資産の種類》

種 類	細 目 （主なものを記しています）
① 構 築 物	土地に定着して設備された建物以外の建造物（緑化施設及び庭園、舗装道路、ネオン、門、塀、広告塔、テナント改装、その他土地に定着する土木設備等） 建物付属設備（変電設備、予備電源設備、内装・内部造作等）
② 機 械 及 び 装 置	農業用機械（ディスクモア、ブロードキャスター、ロータリー等）、 各種製造業用設備、太陽光発電施設（10kw以上）、 運搬設備（クレーン等建設機械）
③ 船 舶	各種の海上及び水上運搬具（船、釣船、ボート等）
④ 航 空 機	人又は物を搭載して航空の用に供することができる機器 （飛行機・ヘリコプター・グライダー等）
⑤ 車 両 及 び 運 搬 具	貨車、客車、大型特殊自動車（分類番号 0,00～09 及び 000～099、9,90 及び 900～999 の車両）、その他運搬具等 <u>※自動車税並びに軽自動車税の対象となるものを除く</u>
⑥ 工 具 器 具 及 び 備 品	家具、陳列ケース、測定工具、電気機器、ガス機器、冷蔵庫、事務通信機器、パソコン、医療用機器、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、衝立、レジスター、自動販売機等

- 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。
1. 決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
 2. 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
 3. 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
 4. リース資産（リースとして他に貸し付けている資産）
 5. 償却済資産（減価償却が終わった資産）
 6. 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
 7. 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
 8. 償却資産の価値を増加させるための費用や改良費（別資産として記載）
 9. 建築設備（家屋の所有者以外の賃借人（テナント等）が事業用として貸しビル・貸し店舗等に平成 16 年 4 月 1 日以降に施工した附帯設備（内装・造作及び建築設備等）については、賃借人の償却資産として取扱います。）
 10. 取得価格が 30 万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産
 11. 耐用年数が 1 年以上で取得価格（1 個または 1 組当たり）が 10 万円以上の資産 ただし、取得価格が 10 万円未満の資産であっても個別に償却しているものは申告対象となります。

◆◇令和 5 年度償却資産申告書記載上の注意◇◆

※最後のページの記入例を参照してください

今回お送りしている償却資産申告書は、昨年度の申告書をもとに作成しています。

また、種別明細書の資産名が〇〇〇(〇〇調査)と記載されているものは市役所での調査をもとに追加した資産です。償却資産申告書を確認する際は、以下の事にご注意下さい。

- 申告書に記載されていない償却資産、または昨年中に取得した償却資産について
令和 5 年 1 月 1 日現在において所有している償却資産が、申告書に記載されていない場合は追加で記入して下さい。
- 現在所有していない償却資産について
現在所有していない、または処分した償却資産が記載されている場合は、削除して下さい。ただし、遊休及び未稼働資産については削除しないで下さい。
- 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数について
記載内容に誤りがあれば修正をお願いします。
- 堆肥舎、納屋、倉庫などの建築物（または建物）について
すでに家屋で課税されている建築物が申告書に記載されている場合は削除して下さい。
家屋で課税されていない建築物が申告書に記載されていない場合は記入して下さい。
※家屋の課税の有無については、年度当初にお送りしております納税通知書の課税明細書を参照してください。

●自動車税・軽自動車税の対象車両について

自動車税及び軽自動車税の対象となる車両については、償却資産の対象外となります。固定資産税の課税客体となる車両は、道路運送車両法にいう「大型特殊自動車」です。

下記の大型特殊自動車については、ナンバー登録の有無に係らず償却資産の対象となりますので、記載が無い場合は記入して下さい。

下記の小型特殊自動車については、償却資産の対象外となりますので、記載がある場合は削除して下さい。

<p>大型特殊自動車</p> <p>固定資産税 (償却資産の課税対象)</p> <p>記載がない場合は 記入して下さい</p> <p>※道路運送車両法施行 規則別表第1より抜粋</p>	<p>次に掲げる自動車<small>で小型特殊自動車以外のもの</small></p> <p>(イ) ショベル・ローダ、ロード・ローラ、アスファルト・フィニッシャ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>(ロ) 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p>
---	---

<p>小型特殊自動車</p> <p>軽自動車税 (償却資産の課税対象外)</p> <p>記載がある場合は 削除して下さい</p> <p>※道路運送車両法施行 規則別表第1より抜粋</p>	<p>① 小型特殊自動車 (イ)</p> <p>大型特殊自動車の (イ) に掲げる自動車<small>で、大きさが下の基準に該当するものうち、最高時速が 15 km毎時以下</small>のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>長さ</td> <td>4.7m以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1.7m以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>2.8m以下</td> </tr> </table> <p>② 小型特殊自動車 (ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型特殊自動車の (ロ) に掲げる自動車<small>で、最高時速が 35 km毎時未滿のもの</small>(例：田植機、コンバイン等) ・小型特殊自動車<small>(乗用装置があり、最高速度が 35 km毎時未滿)</small>に該当する農耕トラクタ<small>にけん引されるもの</small>(例：マニアスプレッター、スプレイヤー、運搬用トレーラ等) 	長さ	4.7m以下	幅	1.7m以下	高さ	2.8m以下
長さ	4.7m以下						
幅	1.7m以下						
高さ	2.8m以下						

●申告しなくてもよい資産

1. 耐用年数が1年未滿の資産
2. 取得価格が10万円未滿の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
(いわゆる少額償却資産)
3. 取得価格が20万円未滿の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの
(いわゆる一括償却資産)
4. 家屋として課税されているもの(家屋評価を受けているもの)
5. 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの

● 評価額及び税額の計算方法

1. 評価額の計算方法

資産 1 件ずつの取得時期、取得価額及び耐用年数を基に計算し、評価額を算出します。

ア 前年中取得のもの 取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前取得のもの 前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

※ただし、評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

<減価残存率表>

減価残存率			減価残存率			減価残存率		
耐用年数	前年中取得	前年前取得	耐用年数	前年中取得	前年前取得	耐用年数	前年中取得	前年前取得
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

償却資産は、原則として評価額が課税標準額になります。

※軽減措置の特例がある場合は、評価額に特例率をかけた額が課税標準額となります。

2. 計算例

取得価額 200,000 円、取得時期令和 4 年 6 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

耐用年数 4 年の減価残存率：(前年中取得) = 0.781、(前年前取得) = 0.562

令和 5 年度課税標準額 (評価額)

$$200,000 \text{ 円 (取得価額)} \times 0.781 \text{ (減価残存率)} = 156,200 \text{ 円 (課税標準額)}$$

3. 税額の計算

$$\text{税額(100 円未満切捨て)} = \text{課税標準額(1,000 円未満切捨て)} \times \text{税率(1.4\%)}$$

※免税点：菊池市内に同一の納税義務者が所有する償却資産の課税標準額合計が 150 万円未満の場合は課税されませんが、償却資産を所有されている限り毎年の申告は必要になります。